

# 第5節

# 風水害対策

## 風水害の現況と最近の動向

### 1. 令和2年中の主な風水害

令和2年中の風水害による人的被害は、死者 89 人（前年 123 人）、行方不明者 9 人（同 4 人）、重傷者 63 人（同 88 人）及び軽傷者 283 人（同 667 人）、住家被害は、全壊 1,637 棟（同 3,702 棟）、半壊 4,600 棟（同 3万4,446 棟）及び一部破損 4,362 棟（同 11万9,594 棟）となっている（第1-5-1図）。

また、令和2年中に発生した台風の数、平年よ

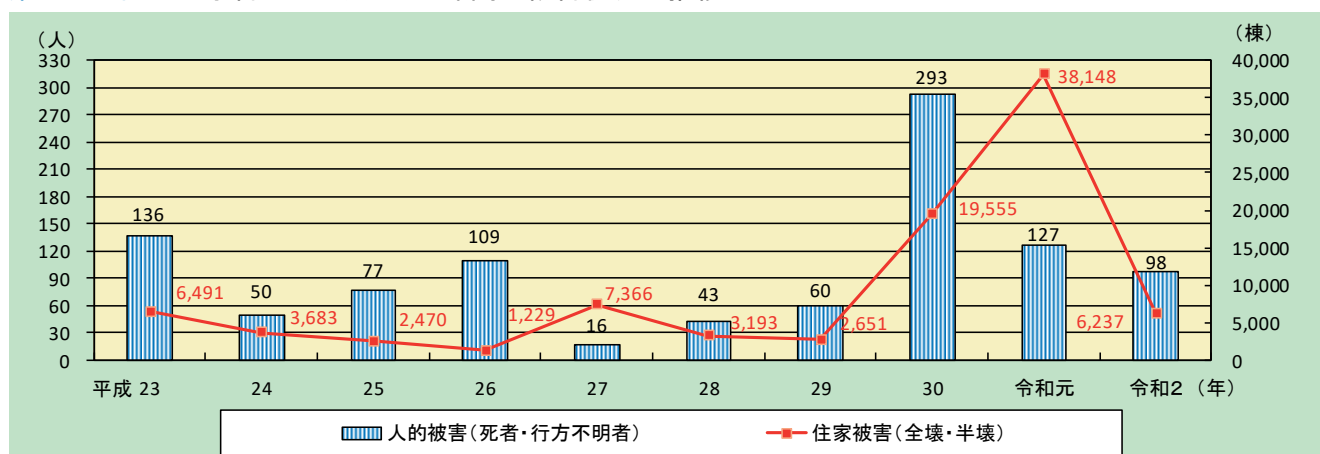
り少ない 23 個（平年値 25.1 個）であり、このうち日本列島に上陸した台風は、なかった（同 3.0 個）。

なお、令和2年中の主な風水害による被害状況等については、第1-5-1表のとおりである。

### 2. 令和3年1月から令和3年10月までの主な風水害

令和3年1月から令和3年10月までの主な風水害による被害状況等については、第1-5-2表のとおりである。

第1-5-1図 風水害による過去10年間の被害状況の推移



(備考)「災害年報」により作成

第1-5-1表 令和2年中の主な風水害による被害状況等

(令和3年4月1日現在)

番号	災害名(期間)	主な被災地 (特別警報が発表された都道府県)	人的被害(人)			住家被害(棟)					消防庁の対応	
			死者	35 災害関連死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水		床下浸水
1	6月29日から大雨(6/29~7/2頃)	関東・中部・九州				4		1	12	2	15	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
2	令和2年7月豪雨(7/3~31頃)	東北・中部・九州 (大雨特別警報:長野・岐阜・福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島)	84		2	82	1,624	4,529	2,125	1,746	6,230	・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報、通知発出 ・緊急消防援助隊、消防庁職員派遣
3	8月6日からの低気圧及び前線に伴う大雨(8/6~9頃)	北海道・中国				4			24	12	54	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
4	台風第9号(8/31~9/3頃)	中国・九州				34	5	7	104		35	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
5	台風第10号(9/4~7頃)	中部・九州	3		3	110	7	43	1,680	31	252	・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報、通知発出 ・消防庁職員派遣
6	台風第12号(9/23~25頃)	近畿					1		2	6	35	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
7	台風第14号(10/7~11頃)	関東・中部・近畿 (大雨特別警報:東京)				3			15			・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報発出

(備考)「災害年報」により作成

第1-5-2表 令和3年1月から令和3年10月までの主な風水害による被害状況等

(令和3年11月26日現在)

番号	災害名(期間)	主な被災地 (特別警報が発表された都道府県)	人的被害(人)			住家被害(棟)					消防庁の対応	
			死者	95 災害関連死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水		床下浸水
1	7月1日から大雨(7/1~12頃)	関東・中部・中国・九州 (大雨特別警報:熊本・ 宮崎・鹿児島)	26		2	11	59	115	342	472	2,638	災害対策本部設置(第3次応急体制) 警戒情報発出 緊急消防援助隊、消防庁職員派遣
2	台風第8号(7/26~28頃)	東北										災害対策本部設置(第3次応急体制) 警戒情報発出
3	台風第9号及び台風10号等(8/4~10頃)	東北・近畿・中国	2			44	10	57	463	27	134	災害対策本部設置(第1次応急体制) 警戒情報発出
4	8月11日から大雨(8/11~19頃)	中部・中国・九州 (大雨特別警報:広島・ 佐賀・福岡・長崎)	13			16	43	1,315	295	1,023	5,527	災害対策本部設置(第3次応急体制) 警戒情報発出
5	台風第14号(9/12~19頃)	四国・九州				9		1	55	46	183	災害対策本部設置(第1次応急体制) 警戒情報発出
6	台風第16号(9/29~10/2頃)	関東				21				8	1	災害対策本部設置(第1次応急体制) 警戒情報発出

(備考)「消防庁とりまとめ報」により作成

## 風水害対策の現況と課題

### 1. 避難情報の適時適切な発令

令和元年東日本台風等において明らかになった、警戒レベル4の「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」の意味が正しく理解されていない等の課題を踏まえ、令和3年5月に改正された災害対策基本法では、避難勧告及び避難指示が「避難指示」に一本化される等、避難情報のあり方が包括的に見直された。

また、令和3年7月から8月にかけての大雨では、土砂災害警戒情報(避難情報に関するガイドライン(令和3年5月内閣府。以下「避難情報ガイドライン」という。))において、避難指示の発令基準例とされている警戒レベル4相当情報が発表されているにもかかわらず、避難指示が発令されない状況で、人的被害を伴う甚大な土砂災害が発生する事案が複数発生した。

市町村においては、これらの状況を踏まえ、同法や内閣府が定める避難情報ガイドラインを踏まえ、適切な発令基準の策定、運用が求められる。こうした取組を支援できるよう、消防庁では内閣府と連携して避難情報ガイドラインのより一層の周知を図るとともに、発令を行う市町村長の災害対応力強化のための研修を行うなど、引き続き避難情報の適時適切な発令に向けて取り組む。

#### (1) 避難情報ガイドラインの改定

令和3年5月に災害対策基本法の改正に伴い避難情報が大きく見直されたことを踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」が名称を含めて改定され、「避難情報に関するガイドライン」として公表

された。

消防庁では、内閣府とともに令和3年5月に地方公共団体へ通知を発出し、ガイドラインの主な見直し内容を周知するとともに、新たな避難情報等に関する居住者等への積極的な周知等を依頼した。

#### (2) 市町村長の災害対応力強化のための研修の実施

災害発生時には、市町村長はリーダーシップを十分発揮し、的確な災害対応を行う必要がある。消防庁では、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面ごとに講師が市町村長に情報を提供し、的確かつ迅速な判断・指示を求める1対1の実践的な意思決定のシミュレーションを行う、「市町村長の災害対応力強化のための研修」を実施している。

### 2. 避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート(最終とりまとめ)」(令和2年3月)においては、令和元年東日本台風における死者(84名)のうち65%、自宅での死者(34名)のうち79%が65歳以上の高齢者であったとされており、このような状況を踏まえ、令和3年5月に改正された災害対策基本法では市町村に避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務化された。

市町村においては、同法や、内閣府が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月、令和3年5月改定)に基づき、地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から、同計画を着実に作成することが求められる。

こうした取組を支援できるよう、内閣府と連携して避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成状況について実態を把握するとともに、先進的な取組事例を共有する等、引き続き同計画の着実な作成に向けて取り組む。

### （１）避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされている。令和2年10月1日現在の調査結果では、全市町村（1,741団体）のうち、避難行動要支援者名簿を作成済の市町村は99.2%（1,727団体）であった。

消防庁では、未作成市町村へ名簿を作成するよう促しており、作成完了まで継続支援していく。

### （２）個別避難計画の作成

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者ごとの個別避難計画を作成することが努力義務化された。

これを踏まえ、内閣府では同月に避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に個別避難計画の具体的な作成手順を定め、様式例を掲載するなどの改定を行った。

消防庁では、内閣府とともに当該指針を、都道府県を通じて市町村に通知したところであり、引き続き、市町村の個別避難計画の作成を促し、支援していく。